



石川町農業経営担い手育成支援事業

1 事業内容について

農業経営において、規模拡大や低コスト化、省力化等に取り組む農業者や将来にわたり農業経営を継続する農業者に必要な機械・施設等の導入を予算の範囲内で支援を行います。 (予算額：2,500万円)

2 補助率について

【担い手育成支援型】

- ① 通常の見組の場合 事業費(税込)の1/3以内(上限：100万円)
- ② 申請時の経営面積が下記の面積以上で目標年度(2年後)に10%以上拡大させる場合 事業費(税込)の1/2以内(上限：150万円)
水稲300a 土地利用型作物100a 露地野菜100a 施設野菜10a
果樹100a 繁殖牛10頭 乳用牛30頭 肥育牛200頭

【経営継続支援型】 事業費(税込)の1/3以内(上限：30万円)

3 補助対象要件について

【担い手育成支援型】

- 認定農業者 ○認定新規就農者 ○集落営農組織
- 地域計画に位置付けられた若しくは予定の農業者(以下、「地域計画農業者」という。)
- 認定農業者・認定新規就農者・地域計画農業者を含む3戸以上で構成された組織・団体
- ◆事業費は50万円以上(原則、新品とするが中古においては、耐用年数期間内のもの)汎用性の高いものは除く。

【経営継続支援型】

- 町内に住所を有し、町内で農業を営む者(農業で確定申告している者)
- ◆事業費は20万円以上(原則、新品とするが中古においては、耐用年数期間内のもの)汎用性の高いものは除く。

4 申請方法(必要書類)について

- ◆石川町農業経営担い手育成支援事業認定申請書(様式第1-1①号及び1-2号または様式第1-1②号)
 - ◆事業費の根拠となる書類(見積書3社、カタログ、施設は設計図・立面図など)
 - ◆前年度の確定申告書、青色申告決算書(収支内訳書)の写し
 - ◆前年度の納税証明書
- 本事業はポイントによる採択制の事業のため申請をしても採択とならない可能性があります。

5 申請受付期間について

令和8年4月1日(水)から令和8年5月8日(金)まで

必要書類を整備のうえ、石川町産業振興課農政係まで御提出願います。

6 事業についてのQ & A

Q 補助対象要件の「汎用性の高いもの」について詳細を教えてください。

A 軽トラック・フォークリフト・パソコン等容易に農業用以外への転用が可能な機械は対象となりません。

Q 補助対象要件について詳細を教えてください。

A

- ・機械・施設の導入は事業採択後であること。
- ・機械・施設が目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものではないこと。
- ・中古品においては、耐用年数期間内のものであることが、証明できるもの。
- ・事業の内容が、過去において他の補助事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合ではないこと。

Q 今回の事業は機械等を導入にあたり制約等がありますか。

A

- ・当事業において導入する機械等は一経営体1台といたします。当該機械等の付属品は含むものとします。
- ・事業導入後、耐用年数期間内に転売等した場合、補助金返還となります。

Q 当事業は次年度以降継続して実施される場合、連続しての利用は可能ですか。

A 当事業は幅広く皆さんにご活用いただくため、【担い手育成支援型】②補助率1/2以内の事業を利用された方は、連続の取り組みはできません。

Q 4申請方法の「本事業はポイントによる採択制の事業のため申請をしても事業採択とならない可能性があります。」とありますが、ポイント制の配点について教えてください。

A ポイント制の配点については、石川町HPに掲載されている「石川町農業経営担い手育成事業実施要領」の別表でお示ししているとおりとなっております。

なお、提出された石川町農業経営担い手育成支援事業認定申請書（様式第1-1①号及び様式第1-2号または様式第1-1②号）を石川町経営改善センターに諮り「計画が適正であるか」等の審査を行い、優れていると判断された計画から採択を行います。

※ その他、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

7 お問い合わせ先

石川町産業振興課農政係
石川町字長久保185-4

TEL : 0247-26-9126

FAX : 0247-26-0360

